

3感対第2284号  
令和4年1月21日

各 市 町 村 長 殿

愛 知 県 知 事

妊産婦に対する新型コロナワクチン3回目接種について（通知）

日頃から、本県の新型コロナワクチン接種体制の確保について御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

本県では、「オミクロン株」による感染が急速に拡大する中、18歳以上の全ての県民の皆様に対し、接種間隔を6か月に前倒し、新型コロナワクチンの3回目接種を進めているところです。

そうした中、高齢者や基礎疾患を有する者と同様、妊婦に対しても、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、重症化のリスクが高いことから、2回目接種から6か月を経過した段階で、速やかにワクチン接種を進めていくことが必要であると考えます。

こうしたことから、愛知県では、可能な限り速やかに妊婦の方に3回目接種を受けていただけるよう、かかりつけの産婦人科等において、適切に接種管理をしていただいた上で、主治医の指示のもと、妊婦（夫及びパートナーを含む。）の方に対し、接種券が届く前であってもワクチン接種を実施できるものいたします。

また、万が一新型コロナウイルスに感染した場合、母と子が隔離されるなど、子育てに大きな影響が及ぶことから、出産を終えた授乳期の女性に対しても、妊婦同様、かかりつけの産婦人科や小児科等において、接種券が届く前でもワクチン接種を実施できるものいたします。

各市町村におかれましては、接種券の前倒し発送の準備を進めていただくとともに、接種のために必要となるワクチンの配分等、接種体制の整備にご協力をいただくよう、お願い申し上げます。

本件については、公益社団法人愛知県医師会、一般社団法人愛知県病院協会、愛知県産婦人科医会及び愛知県小児科医会あて、別に通知しています。